



HOP通信 no. 83

発行日 2017年5月15日

発行 税理士法人 HOP
〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町2-13-9 FORECAST人形町7F
TEL. 03-5614-8700 FAX. 03-5614-8701
http://www.zeirishihoujin-hop.com



今月のトピックス

小規模事業者持続化補助金の追加公募の締め切りが近づいています

小規模事業者が商工会議所・商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取組む費用の2/3が補助されます。補助上限額：50万円

I 補助対象者

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)		5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業		20人以下
製造業その他		20人以下

II 対象となる事業

1. 販路開拓等の取り組み

- (具体例)
- ・新商品を陳列するための棚の購入
- ・新たな販促用チラシの作成、送付
- ・新たな販促用 PR (マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告)
- ・ネット販売システムの構築
- ・店舗改装
- ・新商品の開発 など



2. 業務効率化(生産性向上)の取り組み(今回から新設)

- ①サービス提供等プロセスの改善 (具体例)
 - ・業務改善の専門家からの指導、助言による長時間労働の削減
 - ・従業員の作業專線の確保や整理スペースの導入のための店舗改装
- ②IT 利活用の取り組み (具体例)
 - ・新たに倉庫管理システムのソフトウェアを購入し、配送業務を効率化する
 - ・新たに労務管理システムのソフトウェアを購入し、人事・給与管理業務を効率化する
 - ・新たに POS レジソフトウェアを購入し、売上管理業務を効率化する

◆申請から補助金受領までの手続



③を平成29年5月31日(水)までに行う必要があります

III 補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助額 上限50万円

IV 手続きの期限等

- 1. 申し込み受付開始 平成29年4月14日(金)
- 2. 日本商工会議所への申請書類一式の送付締切 平成29年5月31日(水)
- 3. 採択結果公表 平成29年7月上旬予定

V 注意すべき点

1. 申請書の記載ミス、資料及び書類の添付ミスがあると採択される可能性が大幅に下がります
2. 補助金交付決定書前の発注・契約・支出行為は補助対象外となります
3. 補助金交付決定を受けても、定められた日までに実績報告書の提出が無い場合には、補助金は交付されません
4. 小規模事業者の円滑な事業承継を後押しするため、代表者が60歳以上の場合には『事業承継診断書』の提出が必要となるとともに、後継者候補が中心となって取り組む事業について重点的に支援されます (今回から新設)

今回の補助事業では、6,000件の採択を予定しているとのことですので、申請書受付期限まであまり時間はありませんが対象となる事業を予定している方はこの機会に申請をご検討してみたいはいかがでしょうか？

なお今回、申請準備が間に合わなくても次回もほぼ同様の条件となりますので申請をご検討されている方は今から準備をしておきましょう

税理士網野の 保険のお話

[HOP でのご提案事例]

HOPでは経営者の皆様に起こり得る「不測の事態」からお守りするツールの1つとして保険提案を行っております。

今回は最近ご提案して大変好評いただいている保険商品の一例をご紹介します。

それはガンなどの3大病病に備えた生存給付を目的としつつ、何事もなく退職年齢に至った際には退職金原資として活用することができる保険です。

例えば現役中に万が一ガンに罹患した場合、暫くは入院・手術や自宅療養が必要となり仕事ができなくなることが想定されます。

もちろんお元気になって仕事復帰をなさることと思いますが、経営者不在の間会社はどうなるか、おそらく業績は落ち込み資金繰りに苦慮することでしょう。

経営者＝トップセールスマンの会社であればなおさらです。そんな時、この保険では千万単位の生存給付金を会社で受け取ることができ、当面の資金繰りの一助となります。その給付金を原資として休職中でも役員報酬も受け取ることが可能です。

もし保険加入期間中退職なさる時までお元気にお過ごしいただいた場合にはこの保険を解約する必要がありますが、この保険は「掛け捨て」ではなく解約返戻金がありますので解約した際の返戻金は退職金原資として活用することも可能です。

ガン以外にも要介護状態や障がい状態に該当した場合にも保険金を受け取ることができる保険商品もございます。

もしご興味ございましたらお気軽に HOP 担当者にお声がけください。



HOP社労士部門 電子申請はじまりました!!

労務保険関係の電子申請サービスを開始しました。電子申請を行うことで時間や場所にとらわれず、インターネットを介して手続きを行うことが可能です。その内容を一部紹介します。

電子申請可能な書類 (抜粋)

- 雇用保険
 - ・資格取得届
 - ・資格喪失届 (離職票含む)
 - ・育児休業給付
 - ・高齢給付継続給付
- 社会保険
 - ・資格取得届
 - ・喪失届
 - ・被扶養者異動届
 - ・賞与支払届
 - ・報酬月額算定基礎届



電子申請のメリット、デメリット (抜粋)

- メリット
 - ・事業主印の捺印不要。(事務処理時間が短縮され、よりスピーディー化)
 - ・※最初のみ、専用用紙への事業主印のご捺印が必要。年金事務所やハローワークへは専用用紙への捺印書類をPDF添付します。
 - ・※従業員さま、もしくは配偶者さまの捺印書類は別途専用用紙への捺印書類をPDFで添付する必要があります。
- デメリット
 - ・直接年金事務所やハローワークへ届出する場合より回答が遅いときがあります。
 - ・メリット、デメリット総じてメリットの方が上回り、社労士業界でも電子申請が普及してきております。

HOP 社労士部門では順次電子申請へ切り替え中です。電子申請の導入を早く進めたい場合はHOP担当へご連絡ください。



Staff Column 小山 有美

みなさまはじめまして。昨年9月より社労士チームでお世話になっております小山と申します。事務職、コールセンター、飲食店と色々な職場を経験してきましたが、HOPスタッフのみなさんが自分を大切にし周囲にも心を配り働く雰囲気は新鮮でした。

忙しい時こそ笑顔でいることの難しさは身に染みてわかってはいたものの、実戦できていたかどうかは自信がありません。

間近で私に教えてくれている人はまさにこれができるので、私もこうありたいと思います。

ホスピタリティのプロからも学びたいと思います。

まだまだ勉強することはたくさんありますが、できることが増えていく喜びを感じながらこれからも頑張ります。



税理士 小川実魂のコラム

皆様、ゴールデンウィークいかがお過ごしでしたか？私はGWの前半に、奈良県の大峯山に登ってきました。関西の知人から山に登りましょうと誘われ、ハイキングのようなのだからと言われ、気軽に返事をしていたところ、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の一部として登録されている平安時代初期から現在に至るまで女人禁制の山で、その山頂のお寺の戸開式(とあけしき)でした。

標高1,719メートルの道のりは、雪も残り、途中鎖を持って登るような難所もあり、約3時間の登山はとても厳しいもので、やっとの思いで宿坊に到着しました。

夜、精進料理をいただき、21時頃に疲れ果てて就寝。お布団はありましたが、とても寒かったです。深夜2時に起床し、いよいよ戸開け式。

真っ暗の山頂はとても寒く、夜は真冬の気温です。騎馬を組み、鎌を受け取り、冬の間閉じられていた寺の戸を開く儀式は、とても厳かなものでした。

詳しくは、ブログをご覧ください↓

http://ameblo.jp/k-1zeirishi/entry-12272557213.html

